

現況届を忘れずに！

# 児童扶養手当・特別児童扶養手当

児童福祉課児童福祉係 ☎0824・73・1192

現在、児童扶養手当や特別児童扶養手当を受けている方（所得制限で受けていない方を含む）は、必要書類や印鑑などを持って、受付期間中に児童福祉課または各支所市民生活室・地域振興室で現況届の手続きを行ってください。

期間内に手続きをしないと、8月分以降の手当が差し止められるほか、2年間手続きをしないと受給権がなくなりますので、ご注意ください。

## 受付期間

- 児童扶養手当  
8月31日(木)まで
  - 特別児童扶養手当  
8月10日(木)～9月11日(月)
- ※該当する方には、別途案内を送付します。
- 受付窓口・問い合わせ**  
児童福祉課児童福祉係  
☎0824・73・1192  
各支所地域振興室・市民生活室  
(西城支所は、しあわせ館内)



## 受給資格

### ○児童扶養手当

母親または父親のみで養育しているひとり親家庭、あるいは父または母に代わってその子どもを養育している方に支給。児童の対象年齢は、18歳に達した年の年度末まで。ただし、児童に中度以上の障害がある場合は20歳まで。

### ○特別児童扶養手当

精神または身体に障害のある20歳未満の児童を養育している方に支給。

※いずれも所得制限があります。※該当すると思われる方は、お問い合わせください。

## 安心・安全な毎日のために

### 花火を安全に楽しもう！

子どもたちにとって夏の身近な風物詩「花火」。しかし気軽に楽しめる花火の原料は火薬であり、取り扱い上の不注意から毎年事故が発生しています。

火災や火傷などの事故が起こらないよう十分注意し、夏の楽しい思い出にしましょう。

- 1 花火に書いてある遊び方をよく読んで、必ず守りましょう。
- 2 花火を燃えやすいもののある場所でしたり、人や家に向けたりしないようにしましょう。特に、衣服に火がつかないように注意しましょう。
- 3 風の強い日は花火で遊ばないようにしましょう。
- 4 終わった花火は水を入れたバケツを用意して、完全に消火しましょう。
- 5 子どもだけでなく、大人と一緒に遊びましょう。



### 9月9日は救急の日

あなたの目の前で、突然の事故や病気で人が倒れたらどうしますか？

その場に居合わせた人が、迅速な119番通報や適切な応急手当をすることで、傷病者の救命効果が向上します。

119番通報を受けてから救急車が到着するまで、全国平均で8・6分かかります。心臓や呼吸が止まった人の命を救うために心肺蘇生法やAEDの使い方を習得しましょう！

### 消防署の救命講習・救急教室をご利用ください

消防署では、1年を通して救命講習や救急教室を行っています。お気軽に最寄りの消防署へお問い合わせください。



平成29年度 全国統一防火標語  
火の用心  
ことばを形に 習慣に

庄原消防署 ☎0824・72・9911  
東城消防署 ☎08477・2・4005